国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十九年十一月二十日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成二十九年十二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
福岡市	福岡市早良区高取一丁目地区旧図及び調査跡簿冊	福岡県福岡市早良区高取一丁目の一部
福岡市	福岡市早良区田村三丁目地区旧図及び調査跡簿冊	福岡県福岡市早良区田村三丁目の一部
福岡市	福岡市西区今津字松葉地区旧図及び調査跡簿冊	福岡県福岡市西区今津字松葉の一部
道路整備課 中部地方整備局 名古屋国道事務所	一般国道155号瀬戸市山口地区成歩道整備に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県瀬戸市山口町の一部
独立行政法人都市再生機構	北九州都市計画事業野駅北地区確定測量図及び調査簿	福岡県北九州市小倉北区片野一丁目、片野新町三丁目、城野団地及び東城邸丸町二丁目の各一部

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成29年12月4日　那覇地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年12月18日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　那覇地方裁判所
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
3　被告人氏名　ソン　ホァン
4　公判期日　平成29年12月21日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

平成29年領第779号符号44・46・48・50・52・54・56・58・60・63

金地金10塊

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、タン・ホミン及びロ・ホチェンと共謀の上、中華人民共和国香港特別行政区から金地金を不正に輸入し、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと考え、ロ・ホチェンが、平成29年10月１日、前記香港特別行政区所在のカイタッククルーズターミナルにおいて、バハマ国船籍の旅客船「ＧＥＮＴＩＮＧ　ＤＲＥＡＭ（ゲンティング　ドリーム）」号に乗船するに当たり、金地金27個を隠匿携帯して乗り込み、同船により、同月３日午後３時42分頃、那覇市港町１丁目207番地先新港ふ頭９・10号岸壁に到着し、同船乗組員である被告人が前記金地金27個のうちの10個（合計約10キログラム、課税価格46,182,727円）をコルセット等に隠匿して所持し、同日午後８時12分頃、沖縄地区税関が同船内に設置した特設税関検査場において、同税関職員による税関検査に際し、前記金地金10個を隠匿している事実を秘したまま申告せず、同検査場を通過して下船し、税関長の許可を受けないで前記金地金10個を輸入するとともに、不正の行為により前記金地金10個に課される消費税2,909,400円及び地方消費税785,000円を免れたものである。

平成29年12月４日　那覇地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年12月18日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　那覇地方裁判所
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
3　被告人氏名　タン　ホミン
ロ　ホチェン
4　公判期日　平成29年12月22日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

平成29年領第779号符号１・３・５・７・10・12・14・21・23・25・27・30・32・34・36・38・40・44・46・48・50・52・54・56・58・60・63

金地金27塊

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人両名は、共謀の上、中華人民共和国香港特別行政区から金地金を不正に輸入し、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと考え、被告人ロ・ホチェンが、平成29年10月１日、前記香港特別行政区所在のカイタッククルーズターミナルにおいて、バハマ国船籍の旅客船「ＧＥＮＴＩＮＧ　ＤＲＥＡＭ（ゲンティング　ドリーム）」号に乗船するに当たり、金地金27個を隠匿携帯して乗り込み、同船により、同月３日午後３時42分頃、那覇市港町１丁目207番地先新港ふ頭９・10号岸壁に到着し

第１　更に同船乗組員であるソン・ホァンと共謀の上、同人をして前記金地金27個のうちの10個（合計約10キログラム、課税価格46,182,727円）をコルセット等に隠匿して所持させ、同日午後８時12分頃、沖縄地区税関が同船内に設置した特設税関検査場において、同税関職員による税関検査に際し、前記金地金10個を隠匿している事実を秘したまま申告せず、同検査場を通過して下船させ、税関長の許可を受けないで前記金地金10個を輸入するとともに、不正の行為により前記金地金10個に課される消費税2,909,400円及び地方消費税785,000円を免れ

第２　更に同船乗組員であるホアン・ズーチェンと共謀の上、同人をして前記金地金27個のうちの17個（合計約17キログラム、課税価格78,504,790円）をコルセットに隠匿して所持させ、同日午後８時16分頃、沖縄地区税関が同船内に設置した特設税関検査場において、同税関職員による税関検査に際し、前記金地金17個を隠匿している事実を秘したまま申告せず、同検査場を通過して下船させ、税関長の許可を受けないで前記金地金17個を輸入するとともに、不正の行為により前記金地金17個に課される消費税4,945,700円及び地方消費税1,334,500円を免れ

たものである。

平成29年12月４日　那覇地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年12月18日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　那覇地方裁判所
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反